

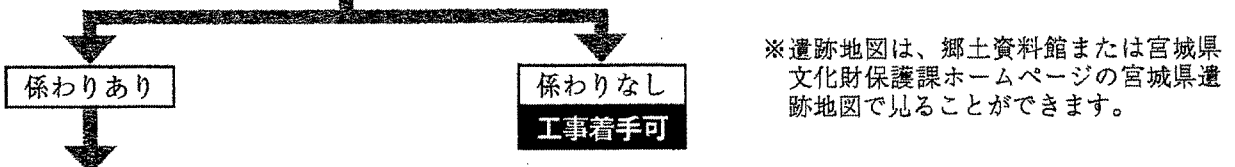
遺跡の中や近くで土木工事を行う際の手続き

無届で開発を行うことは文化財保護法違反です

遺跡（埋蔵文化財）は、過去の人びとがくらしただけのあかしです。遺跡範囲の中や近くで掘削や盛土を伴う土木工事を実施する計画がある際には、照会や協議、届出が必要になります。発掘調査の必要がある場合もありますので、ご計画がある際には、お早めに、次の手順で必ず手続きを行ってください。

① 遺跡地図による照会（工事計画場所が遺跡と係わりがあるか？）

ex：個人住宅新築、店舗・工場等建設、宅地造成、道路建設等



② 協議書の提出（事業者 → 町教育委員会 → 県教育委員会）

【提出書類】各2部

- ①協議書様式：（事業者の住所・氏名等記入、捺印）
- ②添付書類：工事計画概要関係図面（位置図、配置図、設計図、建物基礎掘削計画関係図、給排水管・塀・浄化槽等掘削を伴う工事関係図面）

※被災関連事業は、り災証明書の写しを添付

協議書回答（県教育委員会 → 町教育委員会 → 事業者）

※確認調査、工事立会、慎重工事などいずれかの回答

③ 発掘届の提出（事業者 → 町教育委員会 → 県教育委員会）

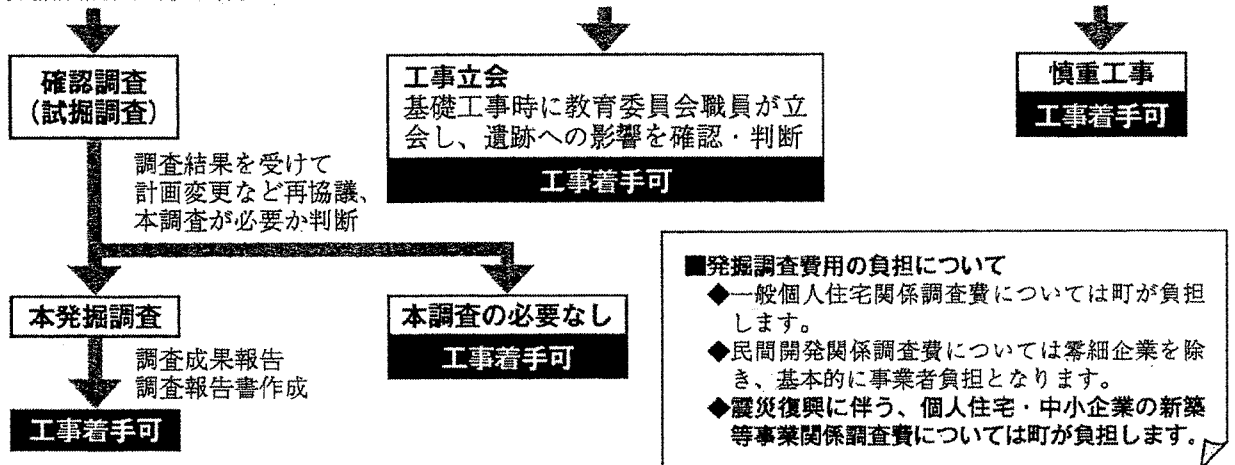
※工事着手60日前までに提出

※②の回答が確認調査・工事立会・慎重工事いずれの場合も提出

【提出書類】各2部

- ①民間開発：93条の1様式、公共事業：94条の1様式
- ②添付書類：協議時と同じ工事関係図面（A4版）

発掘届通知（県教育委員会 → 町教育委員会 → 事業者）



■発掘調査費用の負担について

- ◆一般個人住宅関係調査費については町が負担します。
- ◆民間開発関係調査費については零細企業を除き、基本的に事業者負担となります。
- ◆震災復興に伴う、個人住宅・中小企業の新築等事業関係調査費については町が負担します。